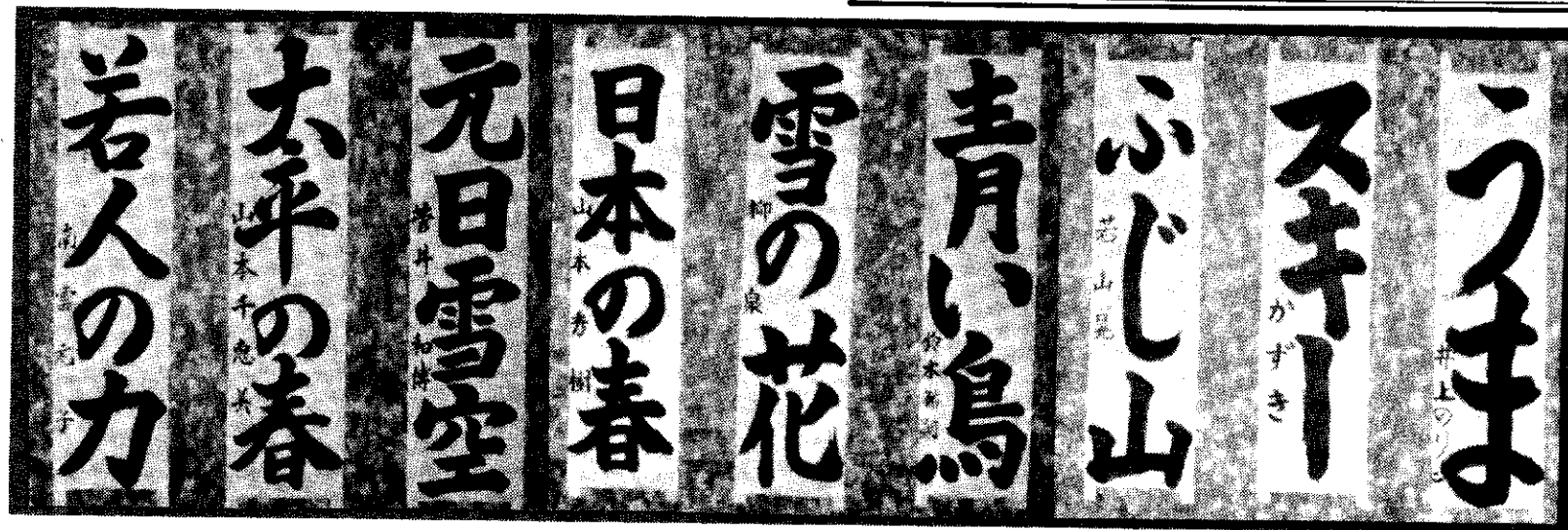


松代町書初展覧会

小・中学校の部 特選作品



小学校第一学年

井上のり子

蒲生小学校寺田分校

小学校第二学年

柳 一樹

松代小学校

小学校第三学年

若山 晃

室野小学校

小学校第四学年

鈴木 祐嗣

松代小学校

小学校第五学年

柳 泉

松代小学校

小学校第六学年

山本 秀樹

孟地小学校

中学校第一学年

菅井 和博

山平中学校

中学校第二学年

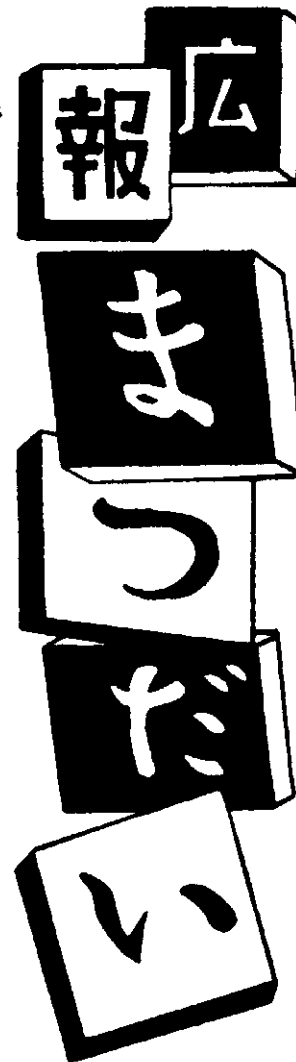
山本千恵美

孟地中学校

中学校第三学年

南雲 元子

松代中学校



展覧会総出品点数

小学校児童の部	一六三
中学校生徒の部	六四
松代高校生	一八
一般	一三
福島部落お習字会	二八

みんな秀作

ご出品

ありがとう

ございました

審査に一苦労

恒例の町書初展覧会を1月18日、19日の2日間にわたり町総合センター13階大ホールで開催いたしました。

毎年一般の皆様と各学校のご協力を得て、町教育振興会と公民館が主催し実施しているものですが、今年は、小・中学校児童・生徒の部二七点、一般の部一三六点の出品に加え、松代高校より一八点、福島部落仲よしお習字会より二八点が出品され盛大に終了いたしました。

ご出品、設営にご協力くださいました方々に厚くお礼申し上げます。

なお、小学校・中学校・高校の部特選・準特選を表彰し、出品作に対し奨励賞を授与いたしました。

昭和53年2月10日発行
第219号
新潟県松代町公民館
電話松代 7-2301番

印刷・松代印刷所

小・中学校の部 準特選作品



↑ 松代高校の部 特選 3年 斉藤 秀一

準特選作品

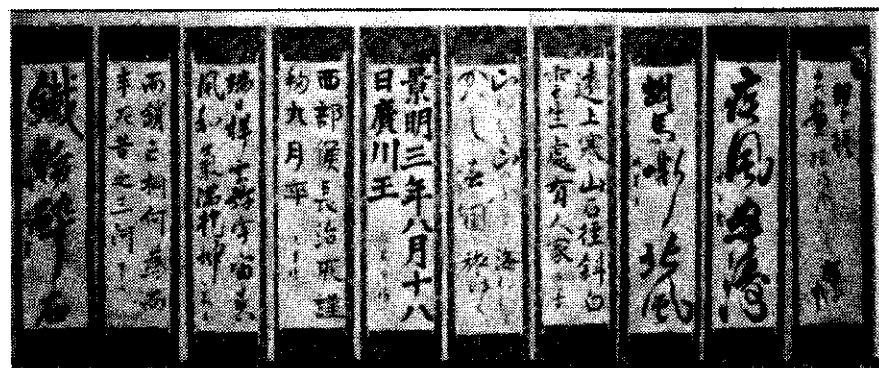
小学校

一学年	小島 文彦	松代小
〃	市川 治美	小屋丸分
〃	西潟 一浩	室野小
二学年	本柳 聡	北山小
〃	柳 彰	孟地小
〃	西潟 寿弘	室野小
三学年	武田 和美	松代小
〃	佐藤 奈津江	室野小
〃	市川 陽子	松代小
四学年	宮沢 千代子	下山分

中学校

五学年	小堺 総子	蒲生小
〃	関谷 直美	松代小
〃	樋口 春彦	〃
六学年	柳 直行	〃
〃	関谷ミチル	〃
〃	西潟留美子	室野小
一学年	佐藤 睦子	奴奈川中
〃	市川 道代	松代中
二学年	米持 徳子	奴奈川中
〃	樋口 良夫	松代中
〃	小堺 直義	山平中
三学年	米持 俊子	奴奈川中
〃	若月 悦子	孟地中

松代高校の部 準特選 3年 斉木 佳子↓



《町議会》

第一回臨時会から

2月3日町議会第一回臨時会が招集され、特別職職員の給与改定など4案件が付議・議決されました。

議第1号

昭和52年度松代町一般会計補正予算(第6号)

(歳入歳出予算の総額にそれぞれ九万二千円を追加、総額をそれぞれ一億四千九百二十七万三千円とする。)

「歳入」は地方交付税による。

「歳出」は

議員報酬改定による補正増等

五万九千一百円

特別職給与改定による補正増等

二万九千一百円

教育長給与改定による補正増等

八万円

議第2号

松代町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

(議長 月額 八万九千円

副議長 月額 七万三千円

議員 月額 六万五千円

に改定 一月一日から適用)

費用弁償(日当一日につき)

は一、二〇〇円改定 四月一日から適用

議第3号

松代町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長 月額 三十四万円

助役 月額 二万七千一百円

収入役 月額 二万五千六百円

に改定 一月一日から適用)

議第4号

松代町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

(給与月額 二万五千円に改定 一月一日から適用)

来春の開校をめざし

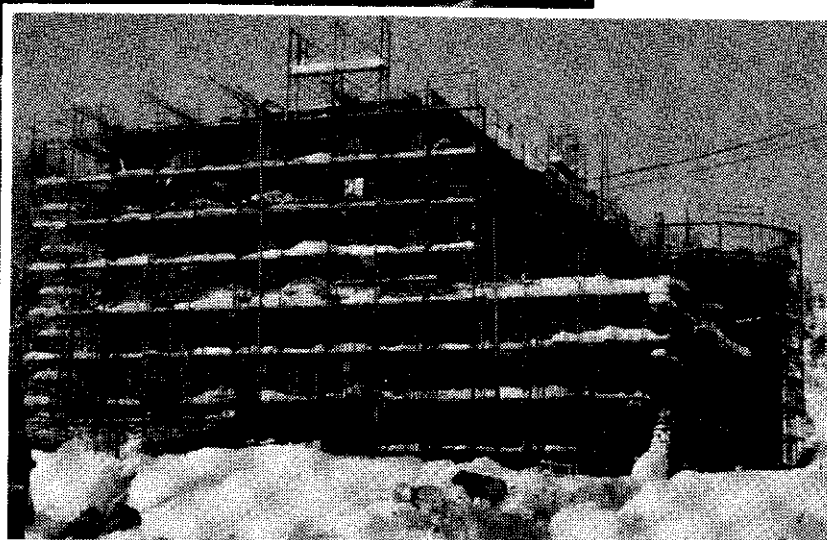
工事進む統合中学校

昭和五十四年四月の開校を目ざし、昨年七月から工事を進めている統合中学校校舎建築は、昨年末までに今年度予定分の二、三、四平方メートルについて四階までコンクリート打設が完了しました。

現在、寒風の中、特別教室4、普通教室11、その他7の計22室を含む管理、特別、普通教室棟のサッシ取付け、内部の木工事、左官工事等が進められています。

各室には電気暖房が設備され、

昭和五十三年度分(一、八一七平方メートル)と合わせ四億二千五五〇万を投じるもので、工期は今年の十月三十一日までとなっております。寄宿舎(鉄筋コンクリート二階建、約一、二九五平方メートル)も今年中には建築される予定です。恵まれぬ気象条件にもかかわらず概ね計画どおり工事が進んでいるから、来春の開校が今からまたれます。



進む高齢者社会

50年国勢調査結果

高齢者（65才以上）人口

13・7%へ上昇

昭和50年に行なわれた国勢調査の結果と町が独自に行なった人口調査の結果がまとまりましたのでお知らせします。

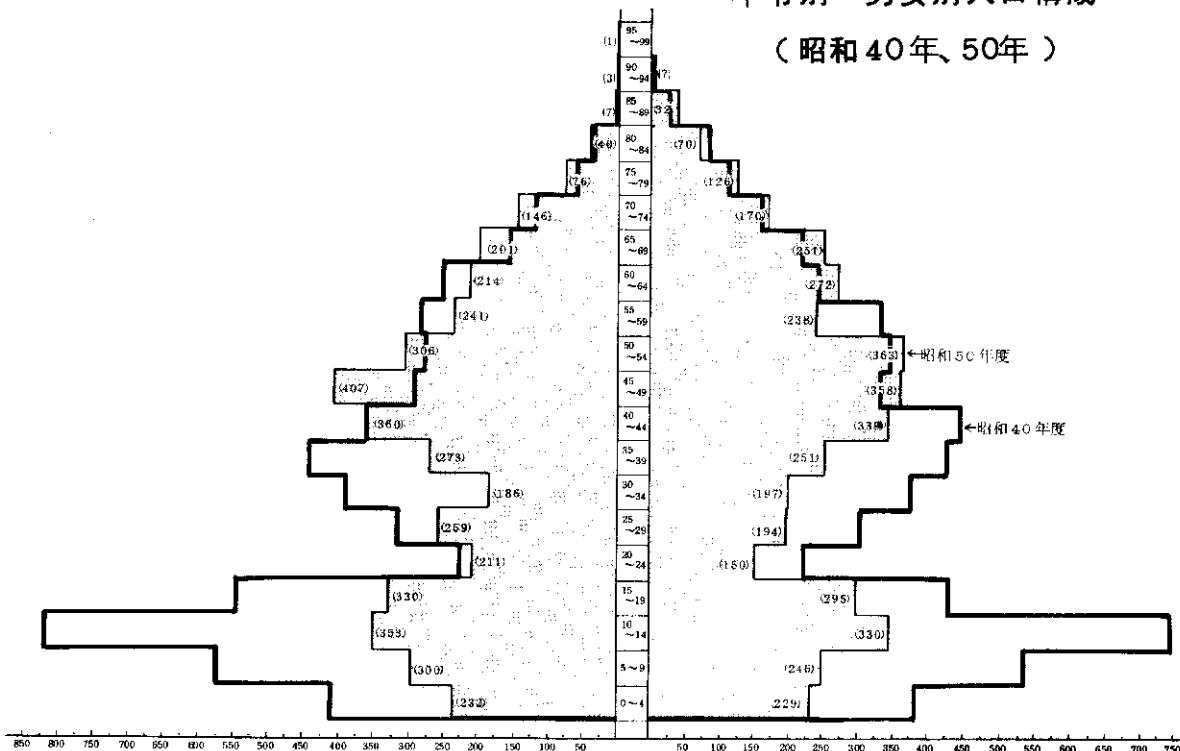
当町の今回調査による結果は、人口八、二七三人で、前回昭和45年に比して一、四六七人、一五・一%の減少となりました。

年令別にみますと、0～14才の年少人口が一、六九九人で二〇・五%、15～64才の生産年令人口が六五・八%、65才以上の老年人口が一、一三〇人で一三・七%を占

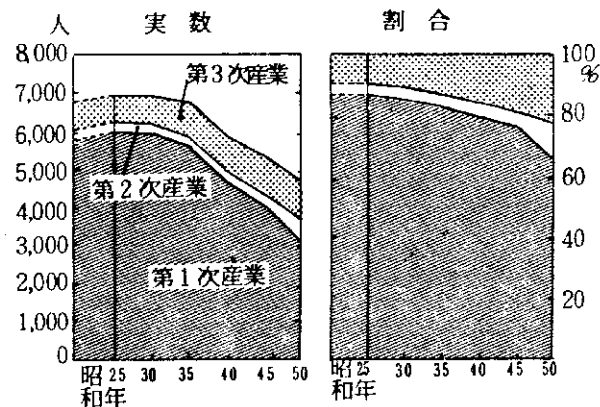
めています。新潟県の年令別割合（年少人口 三〇・六%、生産年令人口六七・一%、老年人口九・六%）とくらべると、老年人口の割合が大きく、高齢者社会への進行がうかがわれます。

年少人口（0～14才）の割合が低下し、生産年令人口、老年人口の割合が高くなっていく傾向が今後も続くと思えば10年後には老年人口（65才以上）の割合は20%近くになることが考えられ、減少に伴う青少年教育問題と、増加による高齢者対策、老後の生活を皆んで考えて行く必要があるものと思います。

年令別・男女別人口構成
(昭和40年、50年)



産業（3部門）別就業者の推移
(昭和25年～50年)



昭和50年の15才以上就業者四、七六三人の産業別就業人口をみると、もっとも多いのは農業の三、一二〇人（六五・五%）、次いでサービス業の五〇二人（二〇・五%）、建設業の四八二人（二〇・一%）、卸売業・小売業の三〇五人（六・四%）の順となっています。

昭和45年と比較すると、農業（九二九人、二二・九%）の大幅な減少と建設業（二八二人、一四・一%）の大幅な増加が目立ちます。

第一次産業（農業）の就業者数は昭和45年～50年の五年間に九二四人（二二・八%）が減少。

第二次産業（建設業・製造業）は五年間に三三五人（一一・九・六%）の増加。

第三次産業（卸小売業・サービス業・公務・金融保険業など）は五年間で三一人（二・九%）の減少となっています。

男女別にみますと、男は第一次産業が一、五五六人（五七・四%）、第二次産業が五一三人（一八・九%）、第三次産業が六四〇人（二三・七%）、女は第一次産業が一、五七〇人（七六・四%）、第二次産業が一〇二人（五%）、第三次産業が三八二人（一八・六%）となり、第一次産業の就業者数で初めて女が男を上回った点が注目されます。

(次頁へ続く)

農業就業人口は

大幅な減少

部落別人口及び世帯数

(昭和45年・50年)

区 分 字 名	昭 和 4 5 年				昭 和 5 0 年				人 口 増 減	
	世帯数	人 口			世帯数	人 口			人 口	比 率
		総 数	男	女		総 数	男	女		
松代 荒	442	1807	903	904	473	1830	929	901	23	1.27
小太菅田	36	168	79	89	35	139	67	72	△29	△17.26
屋之丸	27	120	55	65	33	148	66	82	28	23.33
小池下千池	49	220	112	108	45	190	92	98	△30	△13.64
池下千池	33	173	88	85	32	132	64	68	△41	△23.70
会清桐蓬東	23	86	47	39	17	51	29	22	△35	△40.70
海犬孟片滝	23	106	58	48	21	97	49	48	△9	△8.49
中芋田仙田	36	183	86	97	33	145	69	76	△38	△20.77
助小諏寺名	86	389	177	212	83	346	152	194	△43	△11.05
蒲儀福奈室竹	25	130	63	67	20	92	47	45	△38	△29.23
東頼城郡	44	189	90	99	40	168	79	89	△21	△11.11
安塚町	70	305	144	161	60	231	105	126	△74	△24.26
浦川原村	49	192	100	92	39	149	75	74	△43	△22.40
松代町	78	369	183	186	72	332	162	170	△37	△10.03
松之山町	8	41	21	20	7	36	16	20	△5	△12.20
大島村	45	195	106	89	36	135	69	66	△60	△30.77
牧村	86	382	193	189	86	380	210	170	△2	△0.52
計	28	116	64	52	26	99	55	44	△17	△14.66
	14	74	45	29	9	38	22	16	△36	△48.65
	23	104	56	48	19	67	39	28	△37	△35.58
	9	35	20	15	8	24	13	11	△11	△31.43
	32	144	65	79	29	119	57	62	△25	△17.36
	59	241	126	115	53	212	109	103	△29	△12.03
	36	166	76	90	30	134	63	71	△32	△19.28
	47	180	89	91	36	124	63	61	△56	△31.11
	46	190	99	91	39	150	78	72	△40	△21.05
	15	68	34	34	13	53	28	25	△15	△22.06
	24	98	48	50	14	39	17	22	△59	△60.20
	57	241	129	112	49	185	92	93	△56	△23.24
	38	139	68	71	24	72	37	35	△67	△48.20
	127	535	281	254	112	421	219	202	△114	△21.31
	85	379	196	183	88	401	227	174	△22	△5.80
	45	194	94	100	38	151	75	76	△43	△22.16
	20	84	44	40	20	72	35	37	△12	△14.29
	218	902	419	483	196	747	352	395	△155	△17.18
	37	165	80	85	31	122	62	60	△43	△26.06
	28	115	62	53	12	52	29	23	△63	△54.78
	58	277	142	135	55	237	122	115	△40	△14.44
	55	238	116	122	39	153	72	81	△85	△35.71
計	2261	9740	4858	4882	2072	8273	4146	4127	△1467	△15.06

(5)

一世帯あたり人員は

三・九八人

昭和50年の普通世帯数は一、九
九世帯、人員は七、九六四人で
一世帯あたり人員は三・九八人
となりました。

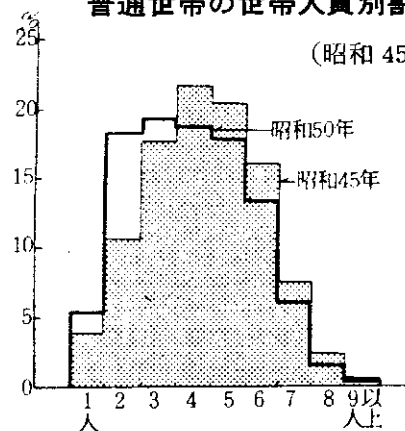
世帯規模縮小の傾向は、昭和30
年以降あらわれはじめ、一世帯人
員は昭和30年の五・九人から昭和
35年には五・四九人、昭和40年
には四・九一人、昭和45年には四・
三七人と減少を続け、小家族化が
進行しています。

世帯人員分布をみると、3人世
帯（一九・二％）がもっとも多く、
次いで4人世帯（一八・六％）、2
人世帯（一八・三％）、5人世帯
（一七・七％）、六人世帯（一三
・三％）の順となっており、特に
2人世帯の割合が45年にくらば
なり上昇しています。

若年層の流出、出生率の低下に
伴う0～14才人口の減少と老年人
口の増大により、人口の老化が
進んできているわけですが、0～

普通世帯の世帯人員別割合

(昭和45年、50年)

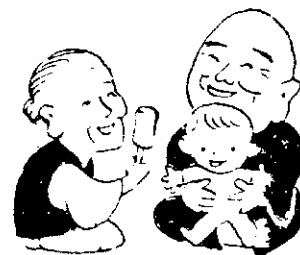


14才人口の減少は当町の将来の経
済活動の潜在的可能性をせざる
とともに、この世代が生産年令人
口に進んだ時、これら世代への経
済的負担はもとより、精神的負担
の度合も今日以上に大きくなるこ
とが予想されます。これらの問題
は、高齢者の就労対策及び福祉
行政とともに、松代町だけでなく
農山村の大きな課題となって行く
ものと思われます。

郡内各町村の人口

町 村 名	5 0 年人口	4 5 年人口	増 減 数	増 減 率	前回増減率
東頼城郡	35,349人	41,465人	△6,116人	△14.7%	△14.2%
安塚町	6,473	7,479	△1,006	△13.4	△14.9
浦川原村	5,197	5,810	△613	△10.5	△9.5
松代町	8,273	9,740	△1,467	△15.1	△14.0
松之山町	5,930	7,473	△1,543	△20.6	△18.0
大島村	4,344	5,018	△674	△13.4	△15.9
牧村	5,132	5,945	△813	△13.7	△11.6

農業者年金に加入しましょう!!



豊かな老後の
保障のために

農業者年金の制度が昭和四十六年に発足してからすでに七年が経過し、当松代町においても、二月現在八百二十名あまりの人が加入しております。そして、昭和五十一年からは経営移譲年金の支給が始まり、四十三名の人が給付を受けておられます。

しかし、まだ加入する資格を持ちながら加入手続きをとっておられない人がかなりみうけられ、また制度が徹底してゆきわたっていないために、六十才に到達した時点で経営を移譲することができなくなり、その結果経営移譲年金の受給が遅れてしまったといった事態もおこっております。

農業委員会ではこうした事態を防止し、加入者全員に経営移譲年金を受給していただくために、農業者年金の制度の概略を説明いたしますので、これから経営移譲をなさる方には参考にさせていただきたいと思ひますし、まだ加入されたいと思ひますし、まだ加入されておられない方については、一日も早く加入手続きを取られますようお願い致します。

農業者年金の取扱窓口は農協になっておりますので、くわしくは農協または農業委員会に御相談下さい。

(参考) 保険料納付済期間別年金額(昭和52年7月から適用)

保 険 料 納付済期間	60～64歳	65 歳 以 降				
	経営移譲年金	農 業 者 年 金		国 民 年 金		計
	A	経営移譲年金 B	農業者老齢年金 C	附加年金 D	老 齢 年 金 E	B+C+D+E
5 年	341,300 ^円	34,100 ^円	42,700 ^円	12,000 ^円	321,600 ^円	410,400 ^円
6	364,100	36,400	51,200	14,400	332,100	434,100
7	386,800	38,700	59,700	16,800	342,600	457,800
8	409,600	41,000	68,300	19,200	353,100	481,600
9	432,300	43,200	76,800	21,600	363,600	505,200
10	455,100	45,500	85,300	24,000	374,100	528,900
11	477,900	47,800	93,900	26,400	384,700	552,800
12	500,600	50,100	102,400	28,800	395,200	576,500
13	523,600	52,400	110,900	31,200	405,700	600,200
14	546,100	54,600	119,500	33,600	416,200	623,900
15	568,900	56,900	128,000	36,000	426,700	647,600
20	682,700	68,300	170,700	48,000	512,000	799,000
25	853,300	85,300	213,300	60,000	597,300	955,900
30	1,024,000	102,400	256,000	72,000	682,700	1,113,100

さい。
農業者年金に加入できる人は、
国民年金に加入している人で、五十
十アル以上の農地を耕作してい
る経営主(当然加入資格者)及び
三十アル以上五十アル未満の
経営主と五十アル以上の経営主
の後継者(任意加入資格者)です。
そして、いづれも二十年以上保険料
を納めなければならぬので、当
然加入では満四十二才、任意加入

“いくら納めて、いくらもらえるか”

保険料は、昭和五十三年一月分
から十二月分までは月額二千八百
七十円、昭和五十四年一月分から
は月額三千二百九十円ですが一年
分まとめて前納すると割引になり
ます。

いくらもらえるかは次表のとおり
ですが、農業者年金は物価スラ
イド制をとっておりますので物価
が上昇に応じて年金額も改訂され
ることになります。

(次頁へ続く)

では満四十才に達すると加入でき
なくなります。
今年加入しないと給付を受けられ
なくなる人は、昭和十一年生の
当然加入資格者と昭和十三年生の
任意加入資格者です。ので、該当者
は誕生日が来る前に農協で加入手
続きを行なって下さい。
なお、農業者年金加入者は原則
として一世帯一名(経営主)です
が、親が当然加入している場合は
その子は後継者として任意加入す
ることが出来ます。

経営移譲の方法は

経営移譲の方法は、後継者に移譲する場合と第三者に移譲する場合があります。この場合の後継者は、三年以上何らかの形で農業に従事することが必要です。なお後継者へも第三者へも移譲できない人に対し、農協が受託経営を検討中です。

また経営移譲をする場合、移譲日から数えて一年前の日を基準日といい、基準日には自分の農地が最低三十アール以上なければなりません。親からの相続登記をしていなかったり贈与を受けていなかったために基準日に三十アール以上にならず、従って経営移譲が遅れ、もらえる額の経営移譲年金を

全部もらうことができなかったという事態も最近おこっておりますので、必ず五十九才の誕生日までに三十アール以上の自己名義の農地を確保しておいて下さい。

経営移譲の手続きは

まず農業委員会が農地の処分を行ない。その後農協に裁定請求書（経営移譲年金をもらうための請求書）を提出することになります。

離農給付金を

もらえる人は

離農給付金は、制度発足当時すでに年令その他の要件で農業者年金に加入できなかった人に対し、そういった人が離農する場合に支度金として給付しようとする制度

代といえは働きざかりの年代です。家族の悲しみは言いたいものではないかと思えます。

松代町死亡統計について

保健衛生シリーズ 29

52年1月1日より52年12月31日まで死亡した74名について1人1人死亡原因を調べてみました。死亡原因の第1位は心臓病で22人、二八・四%を占めています。第2位は脳卒中で19人、二五・七%を占めています。第3位はがんで17人、二三%を占めています。第4位は老衰で9人、一二・二%を占めています。第5位は自殺で3人、四・一%を占めています。全国の死亡順位では、1位脳卒中、2位がん、3位心臓病となっていますが、52年度は松代町では心臓病が1位を占めました。成人病（脳卒中・がん・心臓病）の占める割合は、松代町では七七・一%と大きな割合を占めています。年令別にみてもみますと70才までに30人も亡くなっています。特に目だつのはがんの死亡者で17人のうち7人が50代の死亡者です。50

52年死亡原因

表1

その他	5.5 %
自殺 (3人)	4.1 %
老 衰 (9人)	12.2 %
が ん (17人)	23 %
脳卒中 (19人)	25.7 %
心臓病 (22人)	28.4 %

表2 52年 年令別死亡原因

	新生児	乳児	幼児	6~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~60	61~70	71~80	81以上	計
心 臓 病								1	2	4	9	6	22
脳 卒 中							1		2	6	4	6	19
が ん									7	4	6		17
老 衰										1	3	5	9
自 殺						1					2		3
肺 炎												2	2
気管支喘息												1	1
腎・肝臓病									1				1
計						1	1	1	12	15	24	20	74

です。従って農業者年金に加入して三年以上経過した人はもちろん当然加入資格を有しながら農業者年金に加入しなかった人に対しても給付されません。

給付金の額は現在、大正五年一月一日以前に生まれた人で五十アール以上の自己名義の農地のある人が離農する場合は百二十五万円、その他の人で支給要件に該当する人は五十四万円が支給されます。この制度は昭和五十五年五月十五日までの時限立法であり、また支給額も大きいので離農しようとする人で支給要件に該当する人はできるだけ申請していただきたいと思いますので早めに農業委員会に御相談下さい。



年金だより

附加保険料で豊かな老後

日本人の平均寿命は、生活環境の改善や医療技術の進歩により、いまや世界でも指折りの長寿国になりました。長寿は大変におめでたいことですが、手ばなしで喜んでばかりいられません。この長くなった老後をいかに過すかが、だれにとっても大きな問題です。ところで、皆さんは国民年金に、附加保険料制度のある事をご存じでしょうか。この附加保険料制度は「もう少し多くの保険料を掛けたい」と言う加入者からの要望に応じて設けられたものです。附加保険料は一月四〇〇円で定額納める事になります。そして、将来の老令年金に納付月一ヶ月につ

き二〇〇円を加算した年金が受けられます。たとえば定額保険料を二五年納めた場合、老令年金は四二六、七〇〇円ですが、附加保険料も納めていると年金額は六〇、〇〇〇円増額され、合計四八六、七〇〇円になります。二五年納めた附加保険料の総額は、一二〇、〇〇〇円で、年金を二年間受ける、いわゆる「もともと」が取れるわけです。こうしてみますと附加保険料を納めることは、大変に有利な投資と言えましょう。なお、附加保険料には、保険料の免除を受けている人を除いて、だれでも希望すれば加入出来ます。あなたも附加保険料を納めて長い老後に備えましょう。

一問一答戸籍の知識 ③

戸籍と除籍

問 戸籍はわれわれに非常になじみの深いものであるけれども、いったい、どのようなものを戸籍というのか。また、除籍ということも聞くがそれは戸籍とどのような違うのか。

答 「戸籍とは、人の身分関係を時間的に、かつ、動的に記録した公文書である。」といわれている。この定義を更に細かく分析して次のように言うことができる。すなわち「記録した公文書」は、記録された情報と記録するための紙とに分けられる。まず記録するための紙が必要であることは当然であるが、「紙」そのものが戸籍なのではないことは明らかである。

戸籍として真に重要なのは、「情報」なのである。けれども情報そのもののみでは戸籍ということができる。正しくは「人の

身分関係を時間的、かつ、動的に把握した情報と、その情報を記録するための媒体としての紙の両者が相まって、はじめて戸籍といえるのである。」ということになる。情報を記録する媒体を紙に限定する必要はなく、媒体は、情報そのものが正しく、かつ、永続的に記録されるものであれば良い、と結論づけられる。

右に述べた「情報プラス媒体」という戸籍に納められているうちの一個の情報が、その人の死亡、婚姻等によって、その戸籍内において不要になることがある。これを称して「除籍する」という。更に、その戸籍そのものが活きていなくなることもある。これは、その戸籍内に記録されている者（これを在籍している、という）のすべてが除籍されていたり、他市町村に戸籍を移す（これを「管外転籍」という）ことによって、従来の市町村ではその戸籍を必要としなくなることもある。このことも「除籍」という。そして一般に「除籍」というときには、この後者の場合をさしているのである。

戸籍の窓口から

一月受付分（受付順）

ごけつこん
おめでとう



井上太平・福井雪子 寺田和泉屋

おたんじょう
おめでとう



笠原千里 父等 小荒戸又七

井上真吾 母利枝子 長男 寺田仙納平

小堺清治 母恵子 二男 儀明こんねん

山岸ゆみ子 父秀敏 二女 東山 林

五十嵐孝志 母トモイ 二男 会沢 坂中

柳亜希子 父和家 二女 松代 大下

柳 和徳 父久夫 長男 犬伏治郎善

関 浩志 父鋼一 長男 室野やまに

おくやみ
(死亡)



若月カノ 母キヨ子 田代 中屋

樋口孫蔵 父久夫 松代 羽黒

小堺ナヲ 父久夫 蓬平 水上

菅井ヨキ 父久夫 名平 山佐屋

中村クマ 父久夫 清水 儀平

若山正信 父久夫 蒲生 七石門

市川龍蔵 父久夫 松代 平八

鈴木幸栄 父久夫 松代 寺之下

柳 ムメ 父久夫 松代 大門

山岸金治 父久夫 峠 坂の下

人口のうごき

2月1日現在

世帯数	1,965	(一2)	
人口男	3,845	(一6)	
人口女	3,928	(一0)	
計	7,773	(一6)	
出生	8	死亡	10
転入	6	転出	10
増減	14	計	20

※ 先月分おたんじょうおめでとうの柳東一
三千代の二男「龍二」は「竜二」の誤りです。
訂正してお詫びいたします。

使う火を消すまで離すな目と心

暖冬一変、厳しい冷え込みのなかで迎えた二月……暖房器具などで火を多く使う季節ですが、なんといいっても火の対する不注意・不始末から火災の多く発生する時期でもあります。次のことがらをもう一度家族で話し合い、この冬みんなが防火につとめましょう。

▲ストーブの側に洗たく物を干すのは危険
ストーブの上にロープを張り洗たく物を乾かしている場合をよく見かけますが、この洗たく物に火が移り火災が発生するケースが多いのをご存知ですか？ ストーブの側に燃えやすいものは絶対置かないようにして下さい。

▲外出前、就寝前には必ず火の元を確かめよう！
ガスの元コック、アイロンのコンセント、コタツの火……面倒なようでももう一度確かめる習慣を。

▲寝たばこは絶対やめて！
たばこ、主に火災原因です。くわえたばこや寝たばこはやめ、たばこの吸いがらは完全に消して下さい。

▲消火器を備えてありますか？
いざという時のために消火器や水バケツ、風呂水のためおきなど消火用水は常に用意を！

▲老人や子供から避難させよう！
家族などが留守で一人の時死亡するケースが多いことから、幼児・老人等を放置して外出しないこと止むを得ず外出する場合は隣近所に声をかける注意を。又、万一に備えて早く避難できる部屋を就寝場所に選んで下さい。

火に十分注意すると共に、いざ火災が発生した際は、初期消火、確実な通報、周囲への連絡、避難路の確認など落ち着いた行動をとれるよう日頃からこうした訓練を身につけておきたいものです。
(東頸消防署)

“防災標語”

。火に注意 火事はすべてを灰にする

。寝る前に 確かめましたか
火の始末 桐山小 寺崎菜穂子

。毎日の 明るい明日は
火の始末から 室野小 佐藤 祐子
峠 小 横尾 雅子

自動車の登録は 長岡でできます

——県陸運事務所

長岡支所を開設——

新潟陸運事務所では、左記により長岡支所を開設します。

これは県内の自動車数の増加に対処するため、従来長岡に所在していた車輛第二課（長岡検査所）を長岡支所に改め、主に上越、中越地区に所在する自動車について、従来の検査業務のほかに登録業務も取り扱うことにしたものです。

したがって今後は、松代町に所在する自動車については、長岡支所で登録申請ができることとなります。

また、県自動車税事務所も同時に長岡支所を開設し、自動車税及び自動車取得税の申告書の受付等の業務が取り扱われます。

記

◎業務開始日

昭和53年2月20日（月曜日）

◎場所

。陸運事務所

長岡市根田尾町字外川

二六四番地一

電話 長岡（〇二五八）

二二一一一三三

。自動車税事務所

長岡市根田尾町字外川

（長岡自動車会館内）

電話 長岡（〇二五八）

二二一一一三四

申告はお早めに

三月十五日まで

☆ 所得 税

昭和五十二年分の所得税の確定申告と納税の時期が近づいてきました。期間は二月十六日から三月十五日までです。三月十五日間近になりますと税務署が大変混雑し待ち時間が多くなりますから、お早めに申告を済ませてください。

☆ 贈 与 税

贈与税は、一月から十二月までの一年間に、六十万円を超える財産を個人からもらった人にかかる税金です。親などから財産（預金、株券、土地、建物など）をもらったときなど、つい、うっかり忘れ

がちですのでご注意ください。

贈与税の申告と納税は、二月一日から三月十五日までですから、該当される方はお早めに申告をお願いします。

次のようなものには贈与税がかかります。

① 法人からもらった財産（これには所得税がかかります）

② 親などから必要のつどもらった生活費や教育費

③ 社交上の香典や贈答品などで常識的な範囲内のもの

……などです。



文芸 しづみ句会

他石先生選
12月13日於紅茶居

黒姫に初雪ありて里晴るる

悠歩 悠歩
咳こみし父に老いたる姿みし

悠歩 悠歩
きつつきのあと壁板の穴ふさぐ

枯水 枯水
菓買いを拒み積み肥造り居り

枯水 枯水
時雨るるや女人夫の川工事

六花 六花
暖かき枯草に伸ぶ冬日影

六花 六花
冬陽浴び冬季分校開かれる

公明 公明
踏めば鳴る枯野は深き霜を置く

公明 公明
冬ざれの鶏足山のたたずまい

立石 立石
浜よりの松苗届く霜日和

立石 立石
落葉松の梢に止り寒がらす

淡水 淡水
薄明りして来て窓は雪あかり

紅茶 紅茶
初雪や池を廻りてイタチ跡

炳史 炳史
初雪の降りて草木を囲いけり

熊男 熊男
記

←さあ！みんなで楽しもう→

婦人バレーボールの練習を4月
から左記により行ないます。
思いつきり体を動かし、みんな
で汗を流し、楽しみませんか。

☆日 時 4月から毎週木曜日
午後七時～九時三〇分

☆場 所 松代小学校体育館

☆申込み 町総合センターへ
(TEL七二二三〇二)
三月十五日までにお申込み下さ
い。



泥鰌ほる棚田はぬくし三四人

静風 静風
雪かむり社の森は明るさに

善一 善一
暖冬の師走の町に宣伝車

八千代 八千代
山より来し自動車のみな雪のせて

貞水 貞水

席題 「闇 汁」

闇汁はいつもの顔の十二人

枯水 枯水
大物も数煮込みあり闇汁会

炳史 炳史
闇汁や何より大きなもの入りし

淡水 淡水
大輪切りして大根の闇汁会

公明 公明
稲妻の一本走る闇の汁

六花 六花
口をあく魚もありて闇の汁

静風 静風
垂るゝ汁ものともせず闇の汁

善一 善一
三十種越す闇汁や十二人

立石 立石
大鍋の一株主の闇の汁

紅茶 紅茶
雷やみて闇汁は今盛りなり

悠歩 悠歩
闇汁やナメコのお化け口火傷

熊男 熊男
明るいと盛りにくい事 闇の汁

貞水 貞水

俳句 松代

本柳常三郎

はがための栗の甘さや七十年

大晦日嫁の手際のへずなます

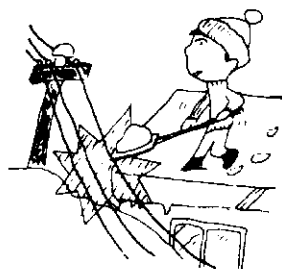
孫負いて娘正月里帰りき

節分の豆いる匂ひ門ごとに

て ひいらぎの葉のとげ鬼もこわがり

冬の感電事故にご注意!!

東北電力からのお願い



雪おろしの時は引
込線やトランスなど
に雪をあてないよう
に。また、電線やト
ランスに近寄らない
ように注意しましょう。

2月26日

(第四日曜日)

町内卓球大会

◇日時 2月26日 8時30分より

◇会場 松代小学校体育館

◇種目

団体戦 4シングルス
1ダブルス
個人戦 青年の部 35才未満
壮年の部 35才以上
女子の部

町卓球協会主催による第12回大会です。多数のチーム、皆さんの参加を期待しています。